

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年9月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年8月中旬～2022年9月中旬）

- 「電気通信オンライン詐欺防止法」
- 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」
- 「北京市ビジネス経営環境整備条例」
- 「上海市人工知能産業発展促進条例」

II. 中国法務の現場より

「中国共産党第20回党大会を控えて」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年8月中旬～2022年9月中旬）

◆ 電気通信オンライン詐欺防止法¹

全国人民代表大会常務委員会 中華人民共和国主席令第119号 2022年9月2日公布、
2022年12月1日施行

1. はじめに

近年、通信技術やインターネットプラットフォームを介する詐欺活動が頻発しており、公安機関の統計データによると、2021年における電気通信オンライン詐欺事件の取り締まり件数は44.1万件を超え、約69万の詐欺事件の容疑者が逮捕されたとのことである。また、詐欺被害防止のために支払停止や凍結された資金は、3200億人民元を上回ったといわれている²。

そのような背景の下、2021年10月、中華人民共和国電気通信オンライン詐欺防止法（以下「詐欺防止法」という。）の草案が、初めて全国人民代表大会常務委員会に提出された。その後、2022年6月及び8月に開催された全国人民代表大会常務委員会で二回審議された上で、9月2日に正式な方案が公布された。詐欺防止法は、2022年12月1日から施行される予定である。同法の制定経緯を踏まえると、電気通信オンライン詐欺に関する違法行為・犯罪活動の迅速な抑制が重視されたことが窺われる。

詐欺防止法は、7章50条から構成されており、電気通信オンライン詐欺行為の予防、抑止、管理、監督、懲罰などに関する体制の整備が求められている。以下、同法の主な内容を紹介する。

2. 要点

(1) 適用範囲

詐欺防止法第2条によると、法の適用対象となる「電気通信オンライン詐欺」³とは、違法な占有を目的として、電気通信及びインターネット技術を通じて、遠隔又は非対面などの形式で公的財物若しくは私的財物を騙し取ることをいう。同法第3条により、下記の行為が同法の防止対象とされている。

- 中国国内で実施される電気通信オンライン詐欺活動
- 中国公民が中国国外で実施する電気通信オンライン詐欺活動
- 中国国外の組織・個人が中国国内に対して実施する電気通信オンライン詐欺活動、又は製品若しくはサービスの提供を通じた他人による中国国内に対する電気通信オンライン詐欺活動への協力

(2) 電気通信オンライン詐欺防止の管理体制

詐欺防止法第6条と第7条は、電気通信オンライン詐欺の管理に関する責任主体を規定している。具体的には、以下のとおりである。

¹ 「中华人民共和国反电信网络诈骗法」

² <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1733789651940405964&wfr=spider&for=pc>

³ 中国語は「电信网络诈骗」

部門	役割
国務院	電気通信オンライン詐欺防止事務に関するメカニズムの構築
地方政府	管轄地域範囲内の電気通信オンライン詐欺防止事務の総合的な管理
公安機関	電気通信オンライン詐欺防止事務の主導
金融部門・通信部門・インターネット情報管理部門、市場監督管理部門等	所管分野内の電気通信オンライン詐欺防止事務の担当
人民法院及び検察院	法に基づく審判検査の職責履行、電気通信オンライン詐欺活動の予防・懲罰
通信業務経営者、銀行金融機構と非銀行支払機構、インターネットサービス提供者	電気通信オンライン詐欺防止に関する内部メカニズム及びセキュリティ評価制度、安全責任制度の構築
その他の関連部門・単位	電気通信オンライン詐欺防止事務への協力

(3) コンプライアンス要求

詐欺防止法第2章～第4章では、通信分野、金融分野、インターネット分野における企業等が遵守、履行すべき、リスク防止義務や内部メカニズムとセキュリティ評価制度・安全責任制度の構築義務が定められており、これらの主体は、電気通信オンライン詐欺事件の未然防止の役割を果たすことが求められる。以下、簡単に紹介する。

ア 通信分野

- 通信事業者は、電話利用者に対する身分情報実名登録制度、異常な電話カード利用者に対する再実名検査制度を確立する^{4 5}。
- 通信事業者は、IoTカードの利用者に対するリスク評価制度を構築する⁶。
- 通信事業者は、真正な発信者番号の伝達と電信回線のリースを厳格に規範化し、番号変更電話への遮断と追跡検査を行う。利用者に対して、発信者番号の所属国・地域を真実かつ正確に提示しなければならず、虚偽の発信等を識別・遮断する⁷。

イ 金融分野

- 銀行業金融機関・非銀行支払機構は、利用者に対するデューディリジェンス制度、口座開設数の検証体制、開設企業口座の虚偽・異常に関するリスク防止体制、異常な口座と疑わしい取引に関する監督体制を確立しなければならない⁸。
- 中国人民銀行は、銀行業金融機関・非銀行支払機構を横断するマネーロンダリング防止に関する統一的監督システムを構築し、国務院公安部門と電気通信オンライン詐欺犯罪における資金移転の特徴に適合する疑わしい取引報告制度を整備する⁹。
- 国務院公安部門は、関連部門と協力することにより、電気通信オンライン詐欺事件に関わる資金に対する即時照会、緊急的な支払停止、即時凍結、即時解除、資金返還制度を整備

⁴ 詐欺防止法第9条、第11条

⁵ 「電話カード」(中国語は「电话卡」)は、テレフォンカードのようなカードではなく、通常はSIMカードを指す。

⁶ 詐欺防止法第12条

⁷ 詐欺防止法第13条

⁸ 詐欺防止法第15条、第16条、第17条、第18条

⁹ 詐欺防止法第18条

する¹⁰。

ウ インターネット分野

- インターネットサービス提供者は、監督活動で識別された詐欺に関わる異常なアカウント、司法事件に関わる電話カード、詐欺に関わる異常な電話カードを通じて登録されたインターネットアカウントに対し検査を行い、そのリスク状況によって、一定期間の改正、機能制限、一時利用停止、アカウント閉鎖、再登録禁止などの対処措置を講じる¹²。
- インターネットサービス提供者は、詐欺に関わる違法行為・犯罪活動の手掛りやリスク情報を発見した場合、その種類及び程度に応じて、公安部門、金融部門、通信部門、インターネット情報部門などに適時に報告する¹³。

(4) 個人情報保護に関する規定

中国においては、個人情報の不正利用を発端とする詐欺事件がよく見られる。被害者にとって、このような個人情報を利用した巧妙な詐欺を識別して被害を防ぐのは極めて困難であることから、詐欺防止法には、個人情報保護に関する条項が設けられている。

- 詐欺防止法第5条によると、関連部門及び単位・個人は、詐欺防止事務を処理する際に知った国家秘密、商業秘密及び個人プライバシー、個人情報に関して秘密保持義務を負う。
- 詐欺防止法第25条第1項によると、いかなる単位又は個人も、個人情報を販売・提供することにより、他人による電気通信オンライン詐欺活動に協力してはならない。
- 詐欺防止法第29条によると、個人情報処理者は、個人情報保護法などの法令により個人情報を取り扱い、個人情報が電気通信オンライン詐欺活動に不正利用されることを防ぐための防止メカニズムを構築する。個人情報保護の所管部門及び単位は、電気通信オンライン詐欺活動に不正利用される恐れのある物流情報、取引情報、借金情報、医療情報、婚姻紹介情報などに対し、重点的保護を実施する。

◆ 「サイバーセキュリティ法」の改正に関する決定（意見募集稿）¹⁴

国家インターネット情報弁公室 2022年9月14日公表

1. はじめに

サイバーセキュリティ法（以下「CSL」という。）は、中国で初めて定められたデジタルセキュリティに関する包括的な法律であり、2017年6月1日から施行されている。その後、データ保護を対象とするデータセキュリティ法、個人情報の保護を対象とする個人情報保護法が、2021年より施行されており、現在、これらの法律はデータ三法と呼ばれ、ネットワーク法体系を形成している。

2022年9月14日、国家インターネット情報弁公室は、CSLの改正に関する決定（意見募集稿）（以下「意見募集稿」という。）及びその説明文書を公表した。かかる説明文書によると、今回の法改正の目的は、データセキュリティ法、個人情報保護法、行政処罰法など CSLの施行後に新たに改正・施工される法令との調整を行い、更なるネットワークセキュリティの保護を実現することにあるとされている。以下、意見募集稿の要点を簡単に述べる。

¹⁰ 詐欺防止法第20条

¹² 詐欺防止法第22条

¹³ 詐欺防止法第26条

¹⁴ 「关于修改〈中华人民共和国网络安全法〉的决定（征求意见稿）」

2. 要点

(1) ネットワークの運営セキュリティに関する一般的規定に違反した場合の法的責任制度の整備

ア 行政処罰の種類追加

ネットワーク運営者によるネットワークの運営セキュリティに関する一般的規定への違反について、CSLに定めるものを除き、所管部門から、通報、一時業務停止命令、業務停止及び改正命令、ウェブサイトの閉鎖、関連事業ライセンスの取消し、営業許可証の取消しを課すことを可能にすることが提案されている。

イ ネットワーク運営者・直接的責任を負う主要担当者・他の直接の責任者に対する過料金額の引き上げ¹⁵

- ネットワーク運営者がネットワークの運営セキュリティに関する一般的規定に違反し、かつ違反行為を是正しない場合、その過料金額を「一万元以上十万元以下」から「百万元以下」に改正することが提案されている。
- ネットワーク運営者の直接的責任を負う主要担当者・他の直接の責任者に対する過料金額を、「五千元以上五万元以下」から「一万元以上十万元以下」に改正することが提案されている。

ウ 特に重大な違反行為についての罰則の新設¹⁶

- ネットワーク運営者による違反行為が特に重大である場合、百万元以上五千万円以下又は前年度売上高の5%に相当する過料が課されることが提案されている。
- ネットワーク運営者の直接的責任を負う主要担当者・他の直接の責任者に対し、十万元以上百万元以下の過料が課され、また、所管部門の決定により、一定の期限内において関連企業の董事、監事、高級管理職に従事すること、又はサイバーセキュリティー管理とネットワーク運営に関する重要な職務を担当することが禁止されることが提案されている。

エ CSLにおける行政処罰の対象事項の拡大

現行法上は、違反に対する罰則が特に定められていなかったものの、CSL第23条¹⁷及び第28条¹⁸への違反行為について、新たに行政処罰の対象に含めることが提案されている。

(2) 重要情報インフラのセキュリティ保護に関する法的責任の改正

CSL第33条、第34条、第36条、第38条においては、重要情報インフラの建設セキュリティに関する要求、重要情報インフラ運営者のセキュリティ保護義務、重要情報インフラの購入セキュリティと秘密保持義務及び重要情報インフラの定期的なセキュリティ評価義務が規定されているところ、意見募集稿において、上記義務に違反した場合の法的責任について、下記の改正を行うことが提案されている。

- 重要情報インフラ運営者による上記義務への違反に対する行政処罰の種類を追加すること。
具体的には、所管部門から、通報、一時業務停止命令、業務停止及び改正命令、ウェブサイトの閉鎖、関連事業ライセンスの取消し、営業許可証の取消しが課されることが可能となる。

¹⁵ 個人情報保護法における個人情報処理者又はその直接的責任を負う者に対する過料と同じ水準に引き上げられている（個人情報保護法第66条第1項）。

¹⁶ これについても、個人情報保護法と同様な、同等の罰則内容にすることが想定されているといえる（個人情報保護法第66条第2項）。

¹⁷ ネットワークの重要設備及びネットワークのセキュリティ専用製品は、関連する国家基準の強制的な要請に従い、資格を具備する機関のセキュリティ認証に合格するか、セキュリティ検査測定が要求に適合した場合に限り、これらを販売・提供することができる。

¹⁸ ネットワーク運営者は、公安機関及び国の安全機関のため法により国の安全及び犯罪捜査の活動を維持・保護し、技術サポート及び協力を提供しなければならない。

- 是正しない場合の過料金額は、「十万元以上百万元以下」から「百万元以下」に改正すること。この場合、過料金額の下限が撤廃されることになる。
- 違反行為が特に重大である場合の罰則を新設すること（上記（1）のウと同じ）。
- 重要情報インフラ運営者が情報（重要データ、個人情報）の越境移転義務に違反した場合に、その罰則は、データセキュリティ法、個人情報保護法における関連規定¹⁹に従うこと。

(3) ネットワーク情報セキュリティに関する法的責任の調整

意見募集稿において、ネットワーク情報セキュリティに関する規定に違反した場合の法的責任について、下記の改正を行うことが提案されている。

- ネットワーク運営者がネットワーク情報セキュリティに関する規定に違反した場合、CSL に定めるものを除き、所管部門から通報が行われることを可能とすること。
- ネットワーク運営者がかかる違反を是正しない場合又は違反行為が重大である場合、その過料金額の上限は、「五十万元」から「百万元」に改正すること。
- 違反行為が非常に重大である場合の罰則を新設すること（上記（1）のウと同じ）。
- CSL 第 12 条第 2 項に禁止される「違法な情報のオンライン公表又は移転」及び CSL 第 46 条に禁止される「違法行為・犯罪の実施に供するウェブサイト、オンライングループの設立、又は違法行為・犯罪の実施に関する情報の公布」について、個人及び組織による上記規定への違反に関する過料金額の上限を改正すること。

(4) 個人情報保護に関する法的責任の改正

CSL 第 22 条第 3 項、第 41 条～第 44 条において、ネットワーク運営者の個人情報保護義務（適法・正当・必要の原則への遵守、必要な措置を講じることにより個人情報のセキュリティを確保すること、個人の要求に応じてかかる個人情報を削除・修正すること等）が規定されているが、これらの義務に対する責任について、個人情報保護法における関連規定に従うことが提案されている。

◆ 北京市ビジネス経営環境整備条例²⁰

北京市人民代表大会（常務委員会を含む）2022年8月29日公布、施行

1. はじめに

2020年3月27日、「北京市ビジネス経営環境整備条例」（以下「整備条例」という。）が、北京市第15回人民代表大会常務委員会第20回会議で可決された。同条例は、システム上の取引コストを確実に低減させ、世界最高水準のビジネス経営環境の構築を目指し、ビジネス経営環境を整備することに関して規定するものである。

北京市における市場主体の活力を一層喚起し、ビジネス経営環境の改革を持続的に深化させ、国際的に通用するルールに沿ったビジネス経営環境制度を構築し、北京市のビジネス経営環境を新たな水準に推進するため、整備条例を改正する必要があるとの議論を踏まえ、2022年8月29日、北京市第15回人民代表大会常務委員会第42回会議で、整備条例の改正が決定され、公布・施行された。整備条例は、北京市で試行されている国家ビジネス経営環境整備改革試験計画、及び北京市改革計画 v5.0 に基づき、国際的に通用するルールに照らし、複数の条項の改正がなされた。以下、簡単に紹介する。

¹⁹ データセキュリティ法第 46 条、個人情報保護法第 66 条等

²⁰ 「北京市优化营商环境条例」

2. 要点

(1) 国家ビジネス経営環境改革の要求を貫徹すること

党中央及び国務院による国家ビジネス経営環境整備改革試験計画、「証照分離²¹⁾」改革に関する要求に従い、現行法令の内容が改正されている。具体的には、以下のとおりである。

- 2022年3月1日より実施されている市場主体登録管理条例²²⁾に基づき、整備条例第12条第1項第3号においては、市場主体は、国家市場監督管理総局より公表される経営範囲規範目録に基づき、一般経営項目及び許可経営項目を選択し、経営範囲を申告するものとされている。また、同条第3項においては、経営範囲を超えて、許認可を要しない事業を行うことについて行政処罰の対象としないことが定められた。
- 2021年に公表された「『証明分離』改革の深化により市場主体の活力を一層喚起することに関する国務院の通知」²³⁾に従い、整備条例第12条第5項においては、中国（北京）自由貿易試験区で試行されている商事主体登記確認制度の改革を行い、市場主体による登記登録の自主権を最大限に保護すると規定される。

(2) 政務サービスと公用サービスの協同性を向上させる

不動産所有権の明確性を保障し、関連紛争を減少させるために、整備条例においては、不動産に関連する政務サービス・公用サービスの統合と協同制度が定められている。具体的には、以下のとおりである。

- 整備条例第42条第3項においては、不動産登記手続と公共サービスの協同制度が新設され、不動産登記手続と給水、排水、給電、給気、通信など公共サービスの変更を連動して推進すると規定されている。公用事業分野の企業と事業単位は、申告手続を整備し、申告書類を簡略化させ、受理時間を短縮させるものとし、申告手続のオンライン処理を実現し、申告窓口の構築を探索するとされている。
- 整備条例第45条第1項においては、所管部門は、土地有償使用契約、建設工事計画許可証、建築物販売契約、抵当契約、納税証憑、不動産登記簿、法律文書等に不動産のユニット番号を記載しなければならず、かかる番号をもって不動産取引、税金徴収、権利確認登記手続、市政公用施設サービス、司法裁決などの業務との協同を実現すると規定される。

(3) ビジネス経営環境改革の成果を固める

近年、北京市においては、「6+4 一体化総合監督管理メカニズム」^{24) 25)}が構築されており、また、建設工事分野の改革が持続的に推進されている。かかる改革の成果を制度化させるために、関連措置が整備条例で定められている。具体的には、以下のとおりである。

- 整備条例第40条第3項においては、国務院の授権に基づき、設計図審査の取消し又は審査範囲の縮小を探索し、デザイン品質の監督管理に関する承諾制度を実施すると規定されている。
- 整備条例第53条第2項においては、「リスク+信用」を基礎とし、「段階分類+協同」を要点とし、「科学技術+共治」を駆動力にする一体化総合監督管理メカニズムの構築を探索すると規定されている。

²¹⁾ 営業ライセンスと経営許可証を分離することをいう。

²²⁾ 「市场主体登記管理条例」

²³⁾ 「国務院关于深化“证照分离”改革进一步激发市场主体发展活力的通知」

²⁴⁾ 「6+4 一体化综合监管体系」

²⁵⁾ 「6+4 一体化综合监督管理メカニズム」とは、リスク監督管理、信用監督管理、階級別監督管理、協同監督管理、科学技術監督管理、共治監督管理の6つの基本制度を実施することと、4つの情景化措置（「一業一冊」、「一業一単」、「一業一査」、「一業一評」を含む、多数の監督管理部門が関与する業界領域において、一つの情景においては一つの行政主管部門がリーダーシップをとり、その他の関連部門が共同して監督管理を行うという制度）を推進することをいう。

◆ 上海市人工知能産業発展促進条例²⁶

上海市人民代表大会（常務委員会を含む。） 2022年9月22日公布、同年10月1日施行

1. はじめに

2022年9月22日、「上海市人工知能産業発展促進条例」（以下「AI 条例」という。）は、上海市第15回人民代表大会常務委員会第44回会議で可決された。同条例は、総則、基本要素及び科学技術のイノベーション、産業発展、応用実践、産業統合管理及びセキュリティ、附則の計6章から構成されており、人工知能分野における初めての省レベル地方法規として、当該産業の発展促進に関する法的枠組みが確立される。

上海市は、人工知能産業を重要な発展対象とし、2025年までに、国際的な競争力のある人工知能産業の中心地となることを目指す。同条例は、産業促進法という基本的な位置づけに基づき、革新性と先導性を重視し、上記目標の達成のため市場と政府の役割を十分に発揮させることを目的とするものである。また、同条例は、人工知能産業の高品質な発展を促進し、上海市によるデジタル都市への発展及び人工知能産業へのサポートの提供のために、各種の奨励措置を採用する。

2. 要点

(1) イノベーションを推奨すること

AI 技術は、時代の最先端のものの一つであり、かかる技術の発展と促進において、イノベーションの推奨やサポートは、重要な位置を占めると考えられる。

同条例においては、高等学校²⁷、科学研究機構及び企業による AI 技術の理論研究や重要プロジェクトへの参与、人工知能分野における知的成果の転換に関する奨励体制の構築等が規定されている²⁸。また、これらに加えて、第65条第3項においては、AI 技術の発展過程における軽微な違法行為について、上海市関連部門が行政処罰免除リストを制定することができるとし、行政処罰の代わりに、批評教育、指導相談などの措置を採ることにより、公民、法人及び他の組織が法を遵守した生産経営活動を実施することを促すことができると規定される。

(2) AI 技術の限界を確立する

人工知能技術の導入は、市民生活の利便性や関連産業の革新など多くのメリットをもたらすと共に、かかる技術の濫用により公共安全又は他人の権益に害する恐れがある。AI 条例は、人工知能技術の両面性に注目し、関連する研究開発、応用、共有、産業育成などを推奨する一方、それらの活動に関する法的・倫理的制限を確立する。

- AI 条例第9条により、上海市経済情報化部門は、関連部門との提携により、人工知能の科学研究・応用等に関するネガティブリストを作成する。
- AI 条例第66条においては、人工知能倫理専門家委員会が設けられており、人工知能分野の倫理違反ガイドラインの構築や、倫理安全教育・宣伝活動の展開といった職責を履行することが定められている。
- AI 条例第67条においては、関連主体が人工知能の研究開発及び応用活動を行う場合、法令を遵守し、倫理意識を高めるものとし、アルゴリズム技術を利用して、価格差別又は消費詐欺

²⁶ 「上海市促进人工智能产业发展条例」

²⁷ 中国にいう「高等学校」、「高校」は、日本でいうこれとは異なり、大学、大学院、その他専門学校等を含む、高等教育を行う教育機関の総称をいう。

²⁸ AI 条例第20条、第26条

など消費者の利益を侵害する行為をすることや、高度な合成技術を利用して、国によって禁止される行為を実施することといった禁止行為が定められている。

執筆担当：苗暁艶、入江彦徴

II. 中国法務の現場より

◆ 中国共産党第 20 回党大会を控えて

中国共産党の重要政策と党指導部の人事などを決める中国共産党第 20 回全国代表大会（以下、「20 大」という。）は、10 月 16 日に北京で開催されることになっている。

20 大を前に、国家郵政局、公安部、国家安全部は共同で、「中国共産党第 20 回全国代表大会期間中郵便物配達セキュリティ強化に関する通知」²⁹を公布した。当該通知によると、10 月 1 日から 20 大閉幕までの間に、各地から北京に到来する郵便物に対し、宅配業者は発送元の身分を確認するほか、セキュリティ検査や消毒を行わなければならない。また、北京における配達業者は、郵便物を届ける直前に「二次セキュリティ検査」を行い、コアエリア行きの郵便物に対し、更に公安、国家安全等の部門による特別検査を行う必要があるとされている。

上記規定は 10 月 1 日から正式に施行されるとされていたものの、実際には 9 月下旬から、大手オンラインモール「淘宝（タオバオ）」などで買物をすると、通常 1～3 日の配達日数が 1 週間以上に伸びることや、または配達不可で購入できないといった事例も少なからず散見されていた。

また、20 大を控え、宅配便のセキュリティ強化のほか、防疫対策もこれまで以上に厳格に講じられている。9 月 7 日、8 日に、国家疾病予防・コントロール局³⁰、国家衛生健康委員会はそれぞれ記者会見で、防疫要求を満たす人員であっても都市をまたぐ移動も禁止されるといったような過度な防疫措置を批判した一方、常態化された PCR 検査により感染者の早期発見・早期処置を目指している「ダイナミックゼロコロナ（動態清零）」方針の必要性及び、関連措置を揺らぐことなく実施することを強調するとともに、9 月上旬の中秋節と 10 月 1 日からの国慶節休暇中は地元で過ごし、都市をまたぐ移動を可能な限り減らし、また、航空機、高速鉄道等省をまたぐ長距離交通手段を利用する場合、48 時間以内の PCR 検査陰性証明の提示を求める等、関連防疫措置を発表した。

一見すると今までのコロナ対策とはほとんど変わらないが、実際は現場において一部従前は見られなかった措置が実施されている。例えば、今年 9 月 1 日からの新学期開始後、北京市の小中学校は、9 月から生徒の同居人が市外から北京に帰ってきた場合、7 日以内に同居する生徒は通学を中止するよう要請した。当該要求はいつ解除されるかは明確にされていない中、少なくともしばらくの間、小中学生の親は出張等都市をまたぐ移動を自粛せざるを得ない状況が続いている。

このような状況は、20 大以降に社会経済活動の活性化に向けて、新型コロナ対策を転換させることによって、緩和されるといった予測もされたが、他国のように新型コロナと共存する可能性がほとんどなく、国内外の感染収束まで「ダイナミックゼロコロナ」政策が続くことになりそうな見込みである。ただし、「ダイナミックゼロコロナ」といっても、国家疾病予防・コントロール局副局長の記者会見における発言があったとおり、新型コロナによる社会経済発展への影響を最大限に抑えるために、政府は情勢の変動により常に防疫政策の最適化を求めるということであるから、20 大以降は、現在批判を浴び続けている「過度防疫」措置への見直しがなされることが期待される。

執筆担当：李媛

²⁹ 「关于加强中国共产党第二十次全国代表大会期间寄递物品安全管理的通告」

³⁰ 「国家疾病预防控制局」

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的な事件を公表」 	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国務院 2022 年度立法計画」 	「DiDi に対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン - 個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した 2021 年 10 大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	

2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年10月7日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア